

## 要項第9号

### 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要項

#### (目的)

第1条 ふれあい・いきいきサロン事業（以下「サロン」という。）は、高齢者等や障がい者、子育て中の方等が地域において集うことにより、孤独感の解消と興味や関心にあわせた生きがいづくりの活動及び介護予防等をめざすとともに、安心して生活できるような地域コミュニティの形成を図り、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）との連携・協働の下、小地域（小学校区や行政区）などを単位として、第3条の活動メニューを行う3名以上で構成する地域の支援者（ボランティア等）及び参加者とする。

#### (活動メニュー)

第3条 活動メニューは、生活、文化、趣味等の次の内容とする。

- (1) 無理なく身体を動かす体操
- (2) 身体を動かす競技やゲーム
- (3) 手芸、美術、書道
- (4) 音楽鑑賞
- (5) トランプ、碁、将棋などのゲーム
- (6) 茶話会
- (7) 趣味活動
- (8) 健康相談・学習
- (9) 料理教室
- (10) 地域の子供たちとの交流
- (11) 地域奉仕活動
- (12) その他、地域の実情に応じた独自の企画・運営による活動

#### (活動上の留意事項)

第4条 活動にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 行政区内の実施箇所数(グループ)、開催回数等については、地区の実情に応じて定めるものとする。
- (2) サロンの円滑な運営を図るため、小美玉市（以下「市」という。）介護福祉課、地域包括支援センター、民生委員児童委員、単位老人クラブ等関係機関及び関係

団体等と十分に連絡調整し、連携をとって実施するものとする。

(3) 前項の目的を達成するためサロンに代表者1名を置くものとする。

(活動費の助成)

第5条 市から「小美玉市高齢者地域ふれあい交流事業実施要綱」に基づき補助を受けていたサロンにあって、市の指導で移行された「まちづくり組織支援事業補助金」が交付されなかった場合は、次項の助成を受けることができる。

2 サロン活動を実施する団体は、別に定める本会福祉関係団体活動助成金交付規程に基づき、年間2回以上実施していることを条件として、次の範囲内で助成を受けることができる。

(1) 既に活動しているサロンに対する助成金の額は、前年度活動実績を基に、活動運営費として一回あたり2,000円とする。また、年間20,000円を上限として助成金を交付することができる。

(2) 助成期間は、原則として5年間とする。

(3) 新規サロンは、予算の範囲内で誕生月等に応じ助成額を決定することとし、さらに25%を減額とする。

(活動支援)

第6条 本会は、次に定めるサロン活動の支援を行うものとする。

(1) サロンの設立に係る相談及び情報交換の場づくりのための研修会の開催

(2) 本会公用車の貸し出し

(3) サロン活動の紹介

(活動保険)

第7条 活動中の事故に対応するため、サロンから提出された利用者名簿に基づき、社会福祉法人全国社会福祉協議会が推奨する活動内容に即した保険に一括加入し、その範囲内で補償するものとする。

(委任)

第8条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年9月1日から施行する。